

(別紙 2) 診療材料調達業務委託に係る要求水準

(1) 基本事項

- ① 医療の質の向上及び安全を確保し、患者へのサービスの向上ができること。
- ② 業務パートナーとして、当組合の立場に立った業務運営ができること。
- ③ 当組合の経営の合理化及び効率化、継続的なコスト削減による経営改善に貢献できること。
- ④ 医療スタッフとの協調を重視し、信頼を確保できること。
- ⑤ 当該業務の運営を支障なく開始できるよう運営準備を進め、平成28年4月1日から適正に業務を開始できること。
- ⑥ 当該業務に関し、準備期間及び業務開始後も当組合及び業務対象施設スタッフに対する周知、教育が徹底できること。

(2) 調達に関する事項

- ① 当組合が必要とする物品、併せて新たな物品の要求にも対応できること。
- ② 物品を一括調達し、業務対象施設に納品又は卸業者に納品させること。
- ③ 卸業者・製造業者等への代金支払い業務を行うこと。
- ④ 一括調達に伴い、見積手続き、価格交渉サポート等を公正且つ公平に行う為、見積結果、価格交渉の結果及び市場価格等を当組合へ開示できること。
- ⑤ 計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で調達できること。
- ⑥ 物品の品目選択は当組合が決定すること。
- ⑦ OP、アンギオ等持込材料にも対応できること。
- ⑧ 共同購入等によるスケールメリットを享受できること。
- ⑨ メーカー間、ディーラー間の競争を促すことが可能なこと。
- ⑩ 継続的な診療材料費削減活動が可能なこと。

(3) 納品に関する事項

- ① 常に業務に支障が生じることがないように、各部署に必要な物品が必要なときに使用できるよう納品又は卸業者に納品させること。

(4) マスタに関する事項

- ① 本業務の遂行に必要な管理マスタを作成し、随時更新等をできること。
- ② 一括修正・登録等にも同様に対応できること。
- ③ 全国統一コードによる管理がなされること。
- ④ 当組合独自仕様コードの複数登録が可能であること。

(5) 購買管理に関する事項

- ① 購買実績の分析を行い、当組合の経営の合理化及び効率化に貢献できること。
※特に、月次決算に必要なデータを指定する期日に提出すること。

(6) 情報提供及び改善支援に関する事項

- ① 全国の実勢価格情報を提供できること。また、他の医療機関と比較ができるように同一物品は同一コードで管理を行うこと。

- ② 定期的に当組合又は業務対象施設と協議し、同種同効品の整理及び発生防止、新規採用の適正化等を提案、支援できること。
 - ③ 新技術、新製品等に関する情報提供ができること。
 - ④ 経営管理の上で必要なデータは随時提供し、分析による改善提案ができること。
 - ⑤ 業務対象施設が開催する診療材料委員会に出席し、物品の市場価格等の情報、医療スタッフの意見聴取を基に、次の提案、報告ができること。
 - ・全国の市場動向（価格情報）を基にした価格削減計画を策定し、提案すること。
 - ・価格削減計画の進捗状況を報告すること。
 - ・同種同効品を精査し、必要最小品目での統一化を図るように提案すること。
 - ・同種同効品を精査し、より安価な同等品を提案すること。
 - ⑥ 継続して受託している全国の一般病床400床以上を有する100病院以上と価格比較が可能であることが望ましい。
- (7) その他
- ① 物品マスター及び購入・消費実績データ等について業務対象施設又は物品管理業務受託業者との連携を図ること。（物品管理システムへのマスタ登録・更新は、受託者から提供されたデータを、当組合又は物品管理業務受託者が行うことを想定しています）
- (8) 委託費に関する事項
- ① 導入の準備に関する経費及びその他の必要経費は受託者負担とすること。